

ひとり親家庭等のお子さんの



就学・進学費用を補助します

塩尻市では、ひとり親家庭等の福祉の向上のため、お子さんの就学や進学に関する補助制度を設けています。補助を受けるには申請手続きが必要ですので、期限までにお手続きをお願いします。



小・中学校入学祝金

- 対 象 市内に在住し、4月に小・中学校（義務教育学校、特別支援学校などを含む）に入学予定のお子さんを養育するひとり親家庭（所得制限なし）
- 補 助 額 入学予定のお子さん1人につき1万円
- 申請方法 1月15日時点で児童扶養手当の認定を受けている方は、2月20日に児童扶養手当の支払口座に振り込み済みです。それ以外の方で申請がお済みでない方は、3月31日までに、振込先の口座が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）をご用意のうえ、こども未来課までお越しください。（市ホームページから電子申請もできます。）

高等学校等の教材・通学定期券の購入補助



- 対 象 市内に在住し、児童扶養手当の全額を受給している世帯
 - ※ 児童扶養手当の一部または全部が支給停止されている場合は対象となりません。また、生活保護受給世帯を除きます。
 - ※ お子さんが県内の高等学校、中等教育学校の後期課程（いずれも専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1～3学年に限る。）に在学していること。また、当該学校の修学について母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを受けていないこと。
 - ※ 教材・通学定期券の購入時点と、補助金の申請時点の両方で条件を満たす必要があります。
- 補 助 額
 - ① 学校が指定する教材の購入費（お子さん1人1学年1万5千円まで）
 - ※ 購入が任意である教材は除きます。
 - ② 電車・バスなどの通学定期券の購入費の半額（お子さん1人1学年2万円まで）
 - ※ 退学・卒業後など、在学期間外の費用（月単位）は除きます。
- 申請方法 次の書類をご用意のうえ、塩尻市こども未来課までお越しください。

- ☐ 教材費または通学定期代を支払ったことが分かる書類（支払日、学校名、お子さんの氏名、金額などが記載された領収証など）
 - ☐ 購入した教材の一覧が分かる書類または通学定期券の写し
 - ☐ 学生証または在学証明書の写し
 - ☐ 振込先の口座が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- 申請期限
 - ① 教材費：購入から1年が経過する日または教材を使用する学年の年度末（3月31日）のいずれか早い日
 - ② 通学定期券：有効期限の日が属する年度の年度末
 - ※ 児童扶養手当額の変更（現況届に基づく所得額の切り替え（毎年11月）や世帯状況による変更など）により児童扶養手当を全額受給できなくなった場合や、市外に転出した場合など、対象に該当しなくなった場合は申請ができなくなりますのでご注意ください。（児童扶養手当額の変更や市外への転出が見込まれる場合は、お早めに申請してください。）

大学等の入学試験・模擬試験の受験料の補助



- 対 象 市内に在住し、次のいずれかの世帯に属する**20歳未満のお子さん**
- ① 児童扶養手当を受給している または 児童扶養手当受給者と同等の所得水準であるひとり親家庭
 - ② 世帯員全員の市町村民税が非課税である世帯（ふたり親家庭を含む。）
- ※ **次の方は「児童扶養手当受給者と同等の所得水準」に該当する可能性があります。**詳細はお問い合わせください。
- ・ 公的年金を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けられない方
 - ・ 生計を同じくする親族の所得が高いことにより児童扶養手当の支給を受けられない方
- ※ **受験料の支払い時点と、補助金の申請時点の両方**で条件を満たす必要があります。
- 補 助 額
- ① 大学等の入学試験の受験料（1人年額**5万3千円**まで）
 - ② 大学受験の年度に受けた模擬試験の受験料（1人年額**8千円**まで）
 - ③ 中学3年生が受けた模擬試験の受験料（1人年額**6千円**まで）
- ※ 「大学等」は、大学、短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校の4年次を指します。
※ 手数料などは対象となりません。
- 申請方法 次の書類をご用意のうえ、塩尻市こども未来課までお越しください。
- ☐ 受験料を支払ったことが分かる書類（支払日、受験校名、お子さんの氏名、金額などが記載された領収証など）
 - ☐ 受験料の額が確認できるパンフレット・受験要項など
 - ☐ 対象の②に該当する場合は、世帯全員の市町村民税が非課税であることが分かる所得課税証明書（課税基準日に市内に在住している場合は省略できます。）
 - ☐ 振込先の口座が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- ※ 領収証を紛失した場合は、お子さんの氏名が記載された受験票や受験結果など、受験したことが確認できる書類と、受験料が確認できるパンフレットなどをお持ちください。
※ 受験料を支払っていれば、受験の有無や合否は問いません。（返還がある場合を除く。）
- 申請期限 受験料を支払った日が属する年度の年度末（3月31日）
- ※ **対象に該当しなくなった場合は申請ができなくなりますのでご注意ください。**（世帯状況の変更や市外への転出が見込まれる場合は、お早めに申請してください。）

高卒認定試験の合格を目指す講座の受講料の補助



- 対 象 市内に在住し、**20歳未満の子を養育するひとり親家庭の親または子**（20歳未満）で、次の全てを満たす方（所得制限なし）
- ① 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること。
 - ② 過去にこの補助金を受けていないこと。
 - ③ 大学入学資格を有していないこと。
- 補 助 額 高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）の入学料・受講料の最大6割（上限**30万円**）
- ※ 高校に在学して単位修得講座を受け、高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は除きます。
- 申請方法 事前にこども未来課の母子・父子自立支援員と面談を行い、資格取得や就職などに関する将来の計画を作成し、あらかじめ受講する講座の指定を受ける必要があります。受講を予定されている方はお早めにご相談ください。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

塩尻市こども未来課（塩尻総合文化センター1階⑦番窓口）

電話 0263-52-7313 メール angel@city.shiojiri.lg.jp

詳細は市ホームページをご覧ください。

